

合併協議会だより

編集発行：稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事務局 〒492-8269稲沢市稲府町1番地
TEL0587-32-1111 FAX0587-34-6901 ホームページアドレス <http://www.inazawa-sobue-heiwa.jp>



▲愛知県知事に対する新市建設計画事業要望（1月13日）



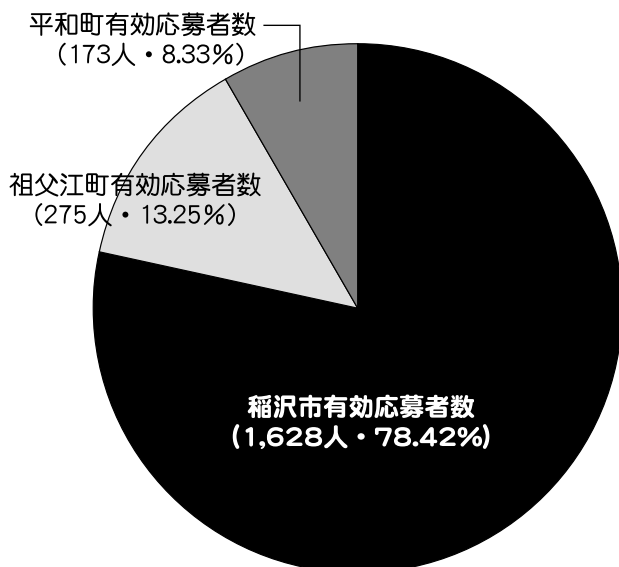
▲第7回合併協議会（1月9日）

●新市の名称公募結果

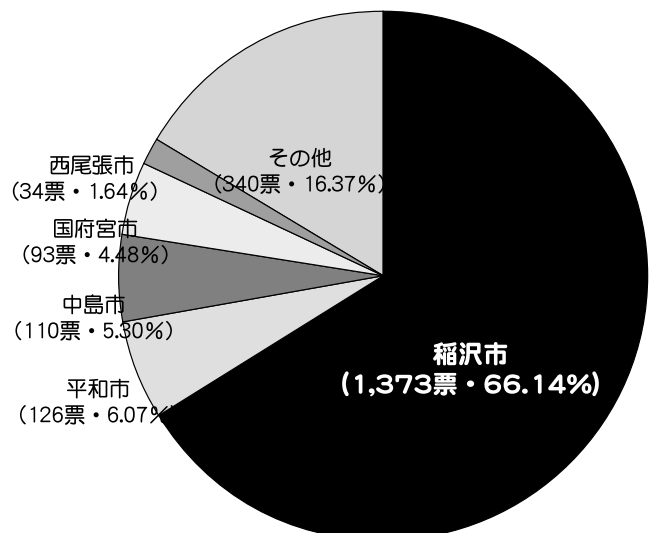
皆様のご応募ありがとうございました

1市2町全世帯への配布総数45,500件に対し、2,217件（4.87%）の応募がありました。そのうち、有効票数2,076件の内訳については次のとおりでした。

一有効応募者数結果一



一応募の多かった新市名称候補一



第6回協議会の内容

第6回協議会が、昨年12月4日 午後1時30分から稲沢市民会館で開催され、報告2件、協議17件、提案2件が議題となりました。なお、12月15日（臨時号）で掲載した事項については省略をさせていただきました。

【報告事項】

報告第2号 事務組織及び機構に関する具体的な検討状況について

次の具体的な整備方針（案）が報告されました。

1 地方自治法第155条第1項の規定に基づき、現祖父江町役場に祖父江支所、現平和町役場に平和支所を設置する。

2 合併直後から当面の間、支所の組織・機構については次のとおり整備する。

(1) 現役場の管理部門については、順次本庁に集約（統合）する。

(2) 現役場のサービス部門については、引き続き支所に配置する。

3 合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえて、毎年度支所の組織を見直し、段階的に支所の組織機構をスリム化する。

【協議事項】

協議第6号 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおり承認されました。

1 祖父江町、平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて稲沢市の職員として引き継ぐものとする。

2 祖父江町、平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、稲沢市の職員との均衡を考慮して公正に取扱うものとする。なお、給料については、現給を保証する。

3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、合併後に定員管理の適正化に努める。

4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。

協議第7号 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては、次のとおり承認されました。

1 常勤の特別職（教育長を含む。）の職員の身分の取扱いについては、稲沢市、祖父江町及び平和町の長が別に協議して定める。

2 常勤の特別職（教育長を含む。）に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併時に稲沢市に統一する。

3 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合

併協議会で承認された調整内容に基づき、合併時に調整する。

協議第8号 条例・規則等の取扱いについて

稲沢市の現行の条例・規則等を適用する。ただし、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。承認されました。

協議第9号 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合、協議会、事務委託及び土地開発公社の取扱いについては、次のとおり承認されました。

1 一部事務組合

(1) 稲沢中島広域事務組合については、合併の前日をもって解散し、新市がその事務及び財産を引き継ぐ。

(2) 愛知県市町村職員退職手当組合

については、祖父江町及び平和町が、合併の前日をもって脱退する。

(3) 尾張市町交通災害共済組合については、祖父江町及び平和町が、合併の前日をもって脱退する。

(4) 尾張農業共済事務組合については、祖父江町及び平和町が、合併の前日をもって脱退する。

2 協議会

(1) 尾張西部広域行政圏協議会については、祖父江町及び平和町が、合併の前日をもって脱退する。

(2) 中島地方教育事務協議会については、祖父江町及び平和町が、合併の前日をもって脱退する。合併後における関係事務の処理方法については、関係団体と協議の上、合併までに調整する。

3 事務委託

(1) 愛知県に対する公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託については、祖父江町、平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。

(2) 愛知県に対する公平委員会の事務の委託については、祖父江町、平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。

4 土地開発公社

祖父江町及び平和町が、合併の前日をもって尾張土地開発公社の設立団体から脱退するとともに、合併までに調整の上、稲沢市土地開発公社を新市の土地開発公社として存続させる。



▲稲沢中島広域事務組合消防本部

協議第10号 使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等については、次の方針により調整することで承認されました。

- 1 受益者負担の原則に則り、適正かつ応分の負担となるよう調整する。
- 2 同種の手数料については、公平性の原則に基づき、サービスと負担の水準に格差を生じないよう、原則として統一する。

同種の施設の使用料については、各施設間の均衡を考慮して調整する。

協議第11号 諮問機関等の取扱いについて

諮問機関等の取扱いについては、次のとおり承認されました。

- 1 諮問機関等については、稲沢市に統一の上、簡素で効率的な組織となるよう実態を考慮して整備する。ただし、稲沢市に設置されていない諮問機関等については、同様にそのあり方を調整の上、合併後に設置する。

1 諮問機関等の設置

- (1) 行政委員会（委員）及び法令に基づき附属機関については、合併時に統一する。
- (2) その他の諮問機関等については、設置目的によりそのあり方について調整する。

① 同種又は類似の諮問機関等については、合併時に統一（集約）する。

② 既に設置目的を達成した諮問機関等については、合併までに廃止する。

2 諮問機関等の委員構成

- (1) 合併により、委員構成について地域性を配慮する必要がある諮問機関等については

必要に応じて委員定数の見直しを行う。

(2) その設置目的に照らし選出区分を考慮する必要がある諮問機関等については、必要に応じて選出区分の見直しを行う。

3 合併に伴い改選すべき委員の人选については、市町の長が別に協議して定める。

協議第12号 補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、原則として次の区分により調整すること承認されました。

- 1 同一又は同種の補助金等については、その目的及び効果に照らして適正な水準に統一する。
- 2 稲沢市、祖父江町及び平和町に独自の補助金等については、新市全体の均衡を保つように調整する。
- 3 類似目的の補助金等については、

統合の方向で調整する。

4 既に目的を達成した補助金等については、廃止及び縮減の方向で調整する。

協議第14号 慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについては、次のとおり承認されました。

- 1 市章、市旗
合併時に制定する。
- 2 市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言
現行の制度を廃止し、合併後、新市において市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言を制定する。
- 3 名誉市民制度
現行の制度を廃止し、合併後、新市において名誉市民制度を制定する。なお、現名誉市町民は、新市に継承する。
- 4 表彰制度

現行の制度を廃止し、合併後、新市において表彰制度を制定する。なお、現各市町の表彰者は、新市に継承する。

協議第16号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めることで承認されました。

- 1 事業目的が各市町に共通する団体
(1) 一体性を保つため、できる限り統合に向け調整に努める。
- (2) 国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言指導等をもとに調整する。
- 2 独自の事業目的を持つ団体
原則として、現行のとおりとするが、独自性を尊重しながらそのあり方について調整に努める。

第7回協議会(H16.1.9)終了時点の状況

合併の方式	●
合併の期日	●
新市の名称	◎
新市の事務所の位置	●
財産及び債務の取扱い	●
議会議員の定数及び任期の取扱い	●
農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	●
地域審議会の取扱い	◎
地方税の取扱い	●
一般職の職員の身分の取扱い	●
特別職の身分の取扱い	●
条例・規則等の取扱い	●
事務組織及び機構の取扱い	●
一部事務組合等の取扱い	●
使用料・手数料等の取扱い	●
諮問機関等の取扱い	●
補助金・交付金等の取扱い	●
町名・字名の取扱い	◎
慣行の取扱い	●
行政区の取扱い	●
公共的団体等の取扱い	●
国民健康保険事業の取扱い	●
介護保険事業の取扱い	●
消防団の取扱い	○
国際交流・広域交流事業の取扱い	○
電算システム事業の取扱い	○
広報広聴関係事業の取扱い	○
納税関係事業の取扱い	○
消防防災関係事業の取扱い	○
交通関係事業の取扱い	○
窓口業務の取扱い	○
保健衛生事業の取扱い	○
障害者福祉事業の取扱い	○
高齢者福祉事業の取扱い	○
児童福祉事業の取扱い	○
保育事業の取扱い	○
生活保護事業の取扱い	○
その他の福祉事業の取扱い	○

○提案中 ◎協議中 ●確認済

第7回協議会を開催

第7回協議会が、1月9日(金)午後1時30分から稲沢市民会館で開催され、報告1件、協議5件及び提案15件が議題となりました。

【協議事項】

協議第1号 新市の名称について

昨年実施された公募結果を参考に、応募票数上位5位までの作品が名称候補として報告され、引き続き次回の協議会で協議が行われることとなりました。

協議第2号 地域審議会の取扱いについて

合併によって、住民の意見が施策に反映されにくくなるのではないかと懸念に対応する地域審議会については、引き続き、次回の協議会で協議が行われることとなりました。

協議第3号 町名・字名の取扱いについて

稲沢市における町の名称及び区域は、現行のとおりとし、祖父江町及び平和町における字の名称については「大字」「字」を削除するとともに、大字名を町名とする。なお、区域については、現行の字の区域のとおりとすることによって協議され、引き続き次回の協議

会で協議が行われることとなりました。

協議第4号 国民健康保険事業の取扱いについて

稲沢市、祖父江町及び平和町で、差異がある国民健康保険事業については、次のとおり取扱うものとするので協議がされ、承認されました。

1 国民健康保険税の税率・税額については、合併年度は、合併前の市町による不均一課税とし、翌年度以降は、稲沢市の税率・税額を基に応益割合(均等割及び平等割による課税の割合)を45%以上とする税率・税額を算定の上適用する。ただし、現祖父江町域については、平成17年度から平成20年度までの5年度間、不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものとする。また、国民健康保険税の本算定月及び納期数については、平成17年度から稲沢市の制度に統一する。

2 保険給付については、稲沢市の制度に統一する。

3 人間ドック事業のうち、検診方法及び項目については、1市2町で現在行っている方法を参考に受診者が選択できる制度とする。なお、受診者負担額は、3割とする。

4 国民健康保険事業基金については、合併時までに適正な基金保有額を積み立てるように努力し、新市に引き継ぐものとする。

5 国民健康保険特別会計繰入金については、不均一課税に伴う合併時の緩和措置による繰入金を除き、稲沢市の繰入金基準とする。

6 国民健康保険運営協議会の委員定数及び構成については、稲沢市の例による。ただし、合併後当分の間、被保険者を代表する委員の選出については、地域性を考慮し、決定する。

協議第5号 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業に関し、稲沢市、祖父江町及び平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。協議がされ、承認されました。

1 介護保険事業計画については、稲沢市、祖父江町及び平和町の現計画を引き継ぎ、新市において所要の見直しを行うものとする。

2 第1号被保険者の介護保険料については、平成17年度から稲沢市の保険料に統一し、保険料の賦課及び納期については、稲沢市の制度に統一するものとする。

3 介護保険給付費準備基金については、合併時に統合する。

4 介護認定審査会については、地域の実情を反映できるよう見直しを行うものとする。

合併協議会は傍聴できます (定員は50名で、受付順です)

合併協議会の会議は、原則として公開をしています。皆さんも傍聴してみてください。

■第9回協議会

と き：平成16年3月13日(土)
午後1時30分から午後4時30分まで
ところ：稲沢市勤労福祉会館 第2・3会議室
内 容
・F群 (健康づくり事業の取扱い等15項目)の調整案について協議
・新市建設計画について提案

■第10回協議会

と き：平成16年3月30日(火)
午後1時30分から午後4時30分まで
ところ：稲沢市民会館 小ホール
内 容
・新市建設計画について協議

●合併協議会の詳しい内容は、ホームページでご覧になれます。